

特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域の指定の一部を改正する告示

平成27年6月8日

塩竈市告示第88号

特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域の指定（平成24年塩竈市告示第96号）の一部を次のように改正する。

「(平成24年塩竈市告示第95号)」を「(平成27年塩竈市告示第87号)」に改める。

第4項に次の1号を加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、平成27年6月8日から施行する。